国会事項

衆議院

弔詞

十一月六日元副議長安井吉典君が死去されたので、十二月二十三日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに本院副議長の重職につき　また決算委員長　科学技術振興対策特別委員長の任にあたられた正三位勲一等安井吉典君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

議事日程

十二月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十四年十二月二十六日（水曜日）
午前十時開議
第一　議長の選挙
第二　副議長の選挙
第三　議席の指定
第四　会期の件
第五　常任委員の選任
第六　常任委員長の選挙
第七　憲法審査会委員の選任
第八　政治倫理審査会委員の選任
第九　内閣総理大臣の指名

参議院

議事日程

十二月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号
平成二十四年十二月二十六日（水曜日）
午前十時開議
第一　議長の選挙
第二　副議長の選挙
第三　議席の指定
第四　会期の件
第五　常任委員の選任
第六　常任委員長の選挙
第七　憲法審査会委員の選任
第八　政治倫理審査会委員の選任
第九　内閣総理大臣の指名

人事異動

外務省

（大臣官房審議官（危機管理担当）兼領事局、総合外交政策局軍縮不拡散・科学部）外務事務官　柳　秀直

アジア大洋州局に併任する

アジア大洋州局南部アジア部に併任する（大臣官房参事官兼国際情報統括官付）　同　山田　滝雄

危機管理担当を命ずる

領事局に併任する（以上十二月二十五日）

最高裁判所

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事　松原　正明

横浜家庭裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　都築　民枝

さいたま地方裁判所判事に補する

さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる

川越簡易裁判所判事に補する（以上十二月二十日）

○定年退官

判事森高重久は十二月十九日限り定年退官

皇室事項

信任状捧呈式

十二月二十日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在イタリア国特命全権大使ドメニコ・ジョルジの信任状捧呈式を行われた。

十二月二十日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在タイ国特命全権大使タナーティップ・ウパティシンの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、スロベニア国大統領ボルト・パホル閣下の大統領就任につき、十二月二十三日御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から十一月三十日ラオス国国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、十二月十日御答電があった。

天皇陛下から十月二日大韓民国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十二月十三日御答電があった。

天皇陛下から十一月十四日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十二月十四日御答電があった。

天皇陛下から十二月十七日カタール国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、同月十八日御答電があった。

官庁事項

太平洋広域漁業調整委員会指示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるいかなご漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年十一月二十日　太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「いかなご漁業」　愛知県漁業調整規則（昭和二十六年十一月一日規則第八十五号）第四条第二号に規定する漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいかなご船びき網漁業並びに三重県漁業調整規則（昭和四十一年四月十五日規則第二十一号）第七条第二号に規定する漁業のうちいかなご船びき網漁業、いわし・いかなご船びき網漁業、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業、親いかなご船びき網漁業及びばっち網漁業

(2)　「いかなご残存資源尾数」　愛知県及び三重県の海面におけるいかなごの当歳魚の尾数

2　操業期間の制限

(1)　太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「委員会会長」という。）は、必要に応じて、いかなご残存資源尾数が二十億尾を下回ると認められる日を定める。

(2)　委員会会長は、(1)の日を定めたときは、遅滞なく、当該日から十一月三十日までの間、いかなごの採捕を目的とした操業を禁止する旨、いかなご漁業を営む者に通知する。

(3)　いかなご漁業を営む者は、(2)の通知により、いかなごの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、いかなごの採捕を目的とした操業を行ってはならない。

3　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。

神奈川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年12月27日

神奈川労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間843円」を「１時間854円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年３月１日から効力を生ずる。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

神奈川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県鉄鋼業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年12月27日

神奈川労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間857円」を「１時間864円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年３月１日から効力を生ずる。